

基本手当日額の計算式及び金額(令和3年8月1日～)

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577円以上4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,240円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 4970)/(12240 - 4970)\}w$
12,240円超 15,020円以下	$y = 0.5w$
15,020円超	$y = 7,510$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577円以上4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,240円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 4970)/(12240 - 4970)\}w$
12,240円超 16,530円以下	$y = 0.5w$
16,530円超	$y = 8,265$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577円以上4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上11,000円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 4970)/(11000 - 4970)\}w \\ y = 0.05w + (11000 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,000円超 15,770円以下	$y = 0.45w$
15,770円超	$y = 7,096$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,577円以上4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,240円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 4970)/(12240 - 4970)\}w$
12,240円超 13,520円以下	$y = 0.5w$
13,520円超	$y = 6,760$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。